

札幌市火災予防条例の一部を改正する条例（素案）に係る パブリックコメントの実施について

サウナ設備の設置基準の見直し及び林野火災の予防に関する札幌市火災予防条例の一部を改正する条例（素案）に対し皆様のご意見を募集いたします。

ご意見の募集期間終了後、いただいた意見の概要と、それに対する札幌市の考え方をまとめ、ホームページ等で公表いたします。

1 募集期間

令和7年（2025年）12月5日（金）から令和8年（2026年）1月5日（月）まで【必着】

2 ご意見の提出方法

（1）ご持参・郵送・ファックスの場合

- ・「ご意見記入シート」をご利用いただき、募集期間内必着（最終日の17時15分必着）で下記提出先までご提出ください。
- ・ご持参の場合は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の8時45分から17時15分の間にお持ちください。

（2）電子メールの場合

- ・メールの件名を「火災予防条例の一部を改正する条例（素案）に対する意見」と記載し、メール本文に氏名、住所、意見内容を入力の上、募集期間内必着（最終日の17時15分必着）で、下記提出先のメールアドレスに送信してください（コンピュータウイルス感染を避けるため、ファイルは添付しないでください。）。

3 留意事項

- ・お電話、口頭によるご意見の受付はいたしかねますのでご了承ください。
- ・ご意見の提出に当たっては、氏名、住所、意見内容のご記入をお願いいたします（ご意見の概要を公表する際は、氏名、住所は公開いたしません。）。
- ・氏名、住所は集計以外の目的で用いることはありません。個人情報の保護に関する法律の規定に従い適切に取り扱います。
- ・ご意見に対する個別の回答はいたしません。

4 資料の配布・公表場所

- ・札幌市役所本庁舎2階市政刊行物コーナー
- ・各区役所市民部総務企画課広聴係
- ・札幌市消防局予防部予防課及び各消防署予防課
- ・札幌市公式ホームページ
https://www.city.sapporo.jp/shobo/yobo/public_comment_2025.html

5 ご意見の提出先

札幌市消防局予防部予防課防火安全係

〒064-8586 札幌市中央区南4条西10丁目 札幌市消防局3階

FAX 011-281-8119、電子メール boukaanzen.shobo@city.sapporo.jp

令和7年（2025年）12月5日
札幌市消防局

市政等資料番号
01-N06-25-2315